5　主な快適環境づくりの事例

(1)　緑とのふれあいの場の創造

	事例名	市町村域	実施主体	概要
1	緑道（歩行路）の整備事業	寝屋川市	市	水路改修跡地を利用し、災害時の避難通路を整備するにあたり、単なる避難路ではなく歩行者に憩いのある散策路、安全なくつろぎの道として親しまれるよう配慮。昭和５８年度に現況調査を行い、１２カ所、延長4.6Kmの緑道計画を策定。昭和５９年度には、５カ所の整備に着手し、うち２カ所（延長506 m）を完成。
2	保存樹維持管理助成事業	寝屋川市	市	市内に存在する樹木及び樹林を保護するため、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、神社の境内地に植栽されている樹木でかつ、樹容が美観上すぐれたクスノキ、シイなどの保存樹を指定するとともに、昭和５６年度から１本当たり3,000円の維持管理費を支給。現在までに４７本の指定を行っている。
3'	記念植樹	寝屋川市	市	緑の回復を目指して昭和４８年に緑化推進都市宣言を行い、昭和５１年度から市民に、結婚、出生等の記念植樹（樹木寄贈）を募り、市が指定する公園に定めた時期に植樹し、市民参加による緑化を推進。現在までに998本の植樹を実施。
4	緑道整備	大東市	市	地域住民より下水道敷及び水路埋め立て地を遊歩道にしてほしいとの要望を受け、通学路や公共施設への連絡道など利用度の多い箇所から緑道として整備を実施（昭和５５年度から）。緑道両側に花壇（レンガ積）を設置して、中木・低木を植栽。また、区間ごとにベンチを設置し、通行箇所はカラー舗装。現在まで４地区で実施。
5	記念樹配付事業（記念樹の森造成事業）	豊中市	市	公共施設とあわせ民有地の緑化推進の一環として、市民の出生、結婚、金婚、銀婚を記念して、キンモクセイ又はサザンカの苗木を配付し、各家庭で記念植樹を実施。植える場所のない人のためには、記念樹の森を造成し、記念植樹祭を開催するなど、人生の思い出づくりとしても緑化を役立てる。昭和５５年から５９年度で配布と植樹で5,000本余りを市民に提供。

	事　例　名	市町村域	実施主体	概　　　　　　　　　　要
6	市道脇浜・石才線特定緑化事業	貝塚市	市	通行だけが目的であった歩道を四季おりおりの花が咲く快適な空間とし、市民の憩いの場として親しんでもらうとともに、緑化意識の高揚も目的として、脇浜石才線の緑化を実施。歩道を拡幅し、両側に高低木を植栽。高木６６本、低木2,340本、施工延長840 m。市制４０周年記念事業の一環として実施。
7	誕生記念樹の配付	摂津市	市	市民参加による緑のまちづくりを目指して、市域で生まれた人を対象に、「誕生記念樹」として、ウメ、サザンカ、モチノ木の苗木のいずれかを無料配付。昭和６０年１月１日から実施。
8	摂津市緑化推進連絡会の発足	摂津市	市	都市化が進み緑が失なわれつつある中で、緑の保全と創造を目的として、庁内関係課、民間の諸団体、住民等で構成する摂津市緑化推進連絡会を昭和６０年２月発足。神社、寺院、民家の古木の保全要請、企業等に対する緑化推進の要請、街頭での花の種子配布等の啓発などを実施。
9	みどりの推進地区の指定	守口市	市	みどり豊かな町づくりを基本理念に「みどりの環境をつくる条例（守口市条例第２８号、昭和５４年４月１日）」を制定。その推進策として、市民と市民あるいは事業者が共同してそれぞれの土地に樹木等を植栽し、育てることを約束した場合に、その土地をみどりの推進地区として指定し、管理費の助成を実施。現在、長池地区を指定。
10	市民園芸村の開設	守口市	市	急激な都市開発が進み、田園都市が住宅、工場などの過密都市に変貌するなかで、生産緑地の確保と、農業に愛着心を持っている人に「土」に親しんでもらうことを目的として、昭和４８年度から、既に休耕している農地を地主から借用し市民園芸村として市民に開放。区画の整備、拡充と、野菜づくりの技術的指導も推進。一家族一区画（約１２㎡）を原則として貸与（昭和60年3,000円／年）。市内６カ所、716区画。

	事　例　名	市町村域	実施主体	概　　　　　要
11	保存樹木(樹林)の制定	守口市	市	数少ない大木・古木及び由緒ある樹林、樹木を指定基準を定め、所有者の同意を得て、保存樹木（樹林）として指定し、維持保全を図る。神社、仏閣の樹木を中心として、保存樹木１４本、保存樹林８カ所を指定。
12	第２万葉植物公園の整備	八尾市	市	生駒山系の山裾に位置し、史跡の道、ハイキングコースが付近を通る大竹地区に開設。地域住民から公園用地を借り受け、万葉集にうたわれた植物（万葉植物）を研究している市民の協力を得て、万葉植物のみで植栽し、各樹木について関連の万葉歌の案内板を配置して、万葉歌を通じた文化教養の向上を図るとともに、植物に対する親しみも増進。
13	保存樹木・樹林の指定	枚方市	市	市民の財産である都市の緑を保全、良好な環境の確保や美観風致の維持を目的として、市域の由緒ある樹木・樹林を「枚方市樹木保護要領（昭和４９年１１月１６日）」に基づいて指定し、管理助成を行う。昭和６０年４月時点で、樹木、樹林の指定件数２６件。
14	緑のネットワーク	吹田市	市	まちの緑を増やしつつ、分布のかたよりを是正するとともに、良好な住環境を確保するため、１０万本の植樹運動、公共施設の緑化を進める一方、緑被率１５％の達成を目指して５つの緑道幹線を軸とした「緑のネットワーク化」を計画。事業年度は昭和５７年から７０年度。昭和５９年度においては、市道岸部内本町線に植樹帯を設置し、高木（ケヤキ、ハナミズキ）139本、低木（ヒラドツツジ）1,181本を植栽。高木の植樹桝には、地面の露出部分にツリーサークルを使用し、樹木の生育環境と歩道環境と歩道幅員の確保にも留意。
15	府民参加の森づくり事業	熊取町	府（農林部）町	国際森林年（1985年）の記念事業として分収造林推進の一環として、奥山自然公園と一体的に整備し、森林浴やレクリエーションの場として住民に緑とのふれあいの場を提供することを目的として実施。檜、杉等の苗木を毎年5haずつ7カ年計画で植栽し、樹木の育成に努め７０年後に分収の予定。

	事　例　名	市町村域	実施主体	概　　　　　要
16	特定緑化事業	寝屋川市	府 （農林部） 市	市民にいこいと安らぎを与える市内緑道を整備するため、緑化宝くじの収益金に基づく府の特定緑化事業補助を受け、昭和５８年度より３カ年計画で寝屋川河川敷の緑化を実施。また、昭和５９年度には、市道太秦萱島線の植栽工事として、生垣を整備するとともに、八坂町地内歩行路を緑道として整備。
17	垂直緑化推進事業	府　　域	府 （土木部）	十分なスペースを確保できない市街地における緑化の一手法として、建築物の壁面、ブロック塀、道路や河川の擁護壁等をつる植物で被うことにより垂直面の緑化を図る。昭和５９年度は恩智川（大東市）と古川（大阪市）の２カ所で実施。
18	都市緑化植物園	府　　域	府 （土木部）	都市住民に憩いと潤いを提供する都市内緑化を進めるには、都市の大部分を占める民有地の緑化が重要。このため府民の緑化意識の高揚と啓発を目的に服部緑地に昭和５８年９月開設。また、大泉緑地の中にある花と緑の相談所（昭和５６年１０月開設）とあわせて緑に関する展示会、講習会、相談を実施。
19	協同緑化の推進	府　　域	府 （農林部）	府民ぐるみで市街地の緑化を推進するため、住民が協同して行う地域の緑化に対して緑化樹の無償配布を実施。昭和５９年度には２３万本を配布した。
20	特定緑化事業	府　　域	府下市町村（除く大阪市） 府 （農林部）	国土緑化推進運動の一環として発売される「緑化宝くじ」の収益金を財源として、市町村の緑化事業に対し助成することにより公共施設の緑化推進を図る。昭和５８年から３カ年。公園・道路・学校・社会福祉施設等市町村が設置又は管理する施設の緑化に対し、事業費の2/3以内を補助。昭和５９年度は、３０市町６６件。
21	施設緑化パイロット事業	府　　域	府 （農林部）	施設の目的やその周辺の環境に応じた緑化を行い、他の施設のモデルとなるよう、緑化基準に基づく施設緑化を昭和５２年度より実施。昭和５７年度から５９年度においては、府立母子保健総合医療センターで、造成法面の緑化実施。

	事例名	市町村域	実施主体	概要
22	府道の緑化	府域	府（土木部）	市街地において緑の重要な構成要素の１つである街路樹を、新植、補植及び管理育成し、街路の緑化充実を図る。昭和５９年度における街路樹管理総本数は９１万本。
23	学校の緑化	府域	府（教育委員会）	府立学校における教育環境整備の一環として緑化を推進し、学習効果の向上を図るとともに、「府自然環境保全条例」に基づく公共施設の緑被率（府立高校にあっては、敷地面積の２０％）を達成する。昭和５９年度の緑化樹の配付本数11,804本。
24	府営住宅の緑化	府域	府（建築部）	府営住宅の建設にあわせて団地のオープンスペースの緑化を行い、生活にやすらぎと潤いを与えるとともに周辺環境との調和を図る。また、「府自然環境保全条例」に基づく緑化基準（緑被率概ね３０％）を達成する。昭和５９年度においては、１２団地の918戸の緑化を実施。
25	工場緑化の推進	府域	府（商工部）	工場立地法に基づき工場立地適正化調査の一環として工場緑化推進事務について、通産大臣より知事が委託を受けて行っている。工場緑化用樹木の無償配付、工場緑化セミナーの開催、工場緑化コンクールの開催などを実施。

(2) 水とのふれあいの場の創造

	事例名	市町村域	実施主体	概要
1	堺ホタルまつり	堺市	市	公共用水域の水質保全への呼びかけや、下水道事業に対するイメージアップを図ることを目的に、全国で初めてのケースとして、下水処理水を利用して「ゲンジボタル」を人工飼育。昭和５９年度から市民を対象に、６月にホタル観賞会を開催。昭和６０年度には、2,000匹を飼育し、市民９万５千人の参加があった。
2	ため池環境整備事業	堺市	市	流域部の開発に伴い、水質悪化の進行、ホテイアオイの異常繁殖、悪臭、小バエの発生等、公害の発生源となっているため池を、本来の利水治水の機能を生かしながら、周辺整備を行い、水、自然とのふれあいの場として整備。昭和６０年度から、菰池地区において実施。事業内容はヘドロの処理、護岸改修、バイパス水路、運動公園、管理通路、遊歩道等の整備。
3	蛍舞い飛ぶ自然の親水水路の創造	豊中市	市	豊中市の中西部より南部へ流下する豊能南部排水路を暗渠化し、雨水の疎通を図り、浸水の防止とともに暗渠の上部空間を利用して、古来より蛍の名所として親しまれてきた利倉地区を中心に、蛍が舞い飛ぶ自然を甦えらせようとするもの。暗渠上部には、水路、緑道を整備して、市民がふれあい、水に親しめる空間を創出する。事業年度は昭和５８年度から６２年度。
4	大水川散策公園	藤井寺市	市	昭和７０年を目標として策定した第２次総合計画を受けて昭和５９年度から５カ年計画で、市の中央部を流れる大水川の堤防の法面に植樹帯の整備を行い、その植樹帯に各種団体の協力を得て低木樹の植栽を行い、ゆとりとうるおいのある健康で人間性あふれるまちづくりを推進するとともに、安心して歩ける住区道路としても整備。昭和５９年度には、大阪外環状線と交差する地点から落堀川との合流地点までの両岸1,600 mを完成。

	事　例　名	市町村域	実施主体	概　　　　　要
5	淡輪箱作海岸環境整備事業	阪南町・岬　町	府（土木部）	海洋性レクリエーションへの需要の増大に対応するため、自然条件にめぐまれた当海岸において、人工の海水浴場、磯浜を整備し、ヨットハーバー、海浜緑地と一体となったシーサイドレクリエーションのベースとする。事業期間は昭和４７年度から６５年度。昭和５９年度においては、養浜（海砂）8,000 ㎥、護岸800 m、道路埋立造成2,000 ㎡を実施。
6	長松・小島海岸の整備	岬　町	府（生活環境部）	府下の海岸の中で、自然の状態がよく維持されており、釣りや磯あそびの場として府民に利用されている長松・小松海岸を「府自然海浜保全地区条例」に基づき、昭和５８年１１月指定。府下に残された貴重な自然岸として、その保全を図る。昭和５９年度においては、階段１基を設置するとともに清掃を実施。
7	安威川環境広場整備事業	茨木市	府（土木部）	河川の保全と水辺における憩の場、レクリエーションの場、また災害時の避難場所として、河川敷を整備し、河川の環境機能の充実を図る。安威川最下流部神崎川から茨木川合流点付近まで総延長12.3 Kmを整備。安威川を河川緑地網の幹線とし、大正川等の支線を補助網として北摂諸都市を結ぶネットワーク化を図り、水に親しむ憩いの空間を提供。昭和５７年度から６１年度を第１期として整地造成、張芝、遊歩道、ベンチ、階段、安全柵の整備を実施。
8	治水緑地の整備	寝屋川市	府（土木部）	洪水時に一時水を貯留して下流の流量負担を軽減するとともに、平時には運動広場等として活用する治水緑地を、寝屋川市太秦桜ケ丘において、13.3 ha整備。用地費の1/2の国庫補助を得て周囲堤、導水路、池床整備等を実施。

	事　例　名	市町村域	実施主体	概　　　　　　　　要
9	港湾環境整備事業	泉大津市 貝塚市	府 （土木部）	港湾の中に緑地等のオープンスペースを確保することにより、港湾環境及び背後地域の環境改善に資するとともに、港湾労働者及び府民に親しまれる港づくりを進める。昭和５９年度においては、泉北北港の中央緑地の護岸工事及び植栽、張芝を阪南港の緑地にベンチ、ツリーサークル等の整備を行った。
10	ため池環境整備事業	茨木市	府 （農林部） 市	ため池本来の利水、治水の機能を生かしながら、ため池の周辺整備を行い、豊かな緑、水辺をそなえた快適環境とする。事業費の 1/2 を補助。昭和５８年から５９年度においては松沢池の法面及び周辺の緑化等を実施。昭和６０年度から６１年度においては、太子町の宗門池の周辺整備を実施。
11	滝畑ダム周辺整備事業	河内長野市	府 （農林部） 市	金剛生駒国定公園内に位置する滝畑ダム周辺の自然環境は、都市生活にゆとりと潤いをあたえる府民共有の財産として貴重であり、府民が安心して憩える環境を昭和５７年度から整備。昭和５９年度においては、緑の公園、運動広場、展望台、遊歩道、標識、掲示板等を実施。事業費の 3/4 について補助。

(3) 歴史的文化的雰囲気の醸成

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
1	河内長野自然歩道	河内長野市	市	市域内の寺や神社などの文化財、スポーツリクリエーション施設、景観地などを既設の道路や山道、遊歩道で結び、自然、歴史、文化の探索及び住民の健康づくりをかねた生涯教育の一端を担うことを目的に、昭和５６年度より５カ年計画で毎年コースを整備。大型案内板、休憩施設、道標等を設置。昭和５９年度は、長野～赤峰～日野～加賀田コース１４Kmを整備。昭和６０年度には、加賀田～千早口～延命寺～三日市コース２０Kmを整備予定。
2	歴史民俗資料館	千早赤阪村	村	楠木正成の生誕地である当地に継承されてきた歴史資料や遺品等を保存、活用し、郷土の歴史と文化に対する住民の認識と理解を深め、子孫へ伝承することを目的とし、昭和５９年３月「楠公史跡公園整備計画」を立案。その中心施設として歴史民俗資料館を昭和５９年度～６０年度において建設。資料館周辺は、芝生広場や樹林の植栽などの整備を行い、村民及び観光客等に憩いの場となるよう配慮。
3	文化的遺産保存事業	吹田市	市	吹田市内の文化的遺産の保存とその活用を目的として、昭和５７年に「文化的遺産保存事業補助金交付要綱」を制定。文化財保護法又は府文化財保護条例により指定された文化財を除く有形の文化財の保存について、その修理に要する経費の3/4以内、又は防災工事に要する経費の1/2以内を１事業につき100万円を限度として補助金を交付。保存事業の対象となった文化的遺産については、公開に努めさせることによって地域の歴史や、文化財を有する街、伝承している街として住民の自覚を促し、歴史的文化的環境の醸成に寄与。昭和５９年度には、市内５自治会が保有する江戸時代後期製作の「地車」５基の動態保存について補助金を交付。

	事例名	市町村域	実施主体	概要
4	文化財説明板設置事業	吹田市	市	文化財の保存及び活用に関し、正しくより深い理解が得られることを目的として、説明板を設置。説明は、単に事象の解説に終わるのでなく、歴史的空間を実感できるよう心がけている（例えば遺跡は地中に埋没しており実見できないことが多いが、調査等により検出した遺構や遺物の写真を説明板に使用、又は遺構を復元）。順次系統的に整備を図ることにより、1事象1地域という点としての地域文化の理解から、系統的に面的な広がりを持った歴史、文化意識の醸成に資する。昭和59年度においては、1遺跡、4民俗文化財に対し説明板を設置。
5	自然と歴史の散歩道（河内ふるさとのみち整備計画）	富田林市 藤井寺市 河内長野市 美原町 太子町 松原市 羽曳野市 狭山町 河南町 千早赤阪村	市・町・村	南河内地域の恵まれた自然環境、歴史的環境を生かした魅力ある圏域づくりの一環としての府南部地域（5市4町1村）の文化財をつなぐ「自然と歴史の散歩道」総延長170Km余りを整備。散歩道の整備、総合案内看板、道標の設置を行う。昭和58年度には整備計画を策定、昭和59年度から65年度の間で事業実施。昭和59年度においては、狭山町域において案内板、道標等の設置など一部が整備された。
6	枚方市立旧田中家鋳物民俗資料館	枚方市	市	古くから河内鋳物師として鍋釜、鋤、鍬、梵鐘などを鋳造していた田中家の鋳物工場、主屋を田中氏より寄贈を受け、昭和52年、54年に移築復元。鋳物資料館として、鋳物及び民俗資料に関する資料の収集、保存、調査、研究を行うとともに展示公開して、鋳物の歴史等について市民の理解を深めている。
7	史跡説明板	藤井寺市	市	市内に所在する国指定史跡9カ所のうち、公有化を進めている史跡について、旧来の説明板の老朽化を受けて建てかえを実施。史跡の持つ歴史的な景観にマッチするようデザインを工夫し、文書と図面によって、史跡の歴史的意義の理解を図る。昭和58年度から59年度において、7カ所に設置。

	事　例　名	市町村域	実施主体	概　　　　要
8	御堂筋ギャラリー	大 阪 市	市	芸術の秋を彩る催しとして、絵を鑑賞しながら御堂筋のそぞろ歩きを楽しんでもらおうと、沿道のビルのウインドーを画廊に見たて、絵画を展示。昭和５４年から実施。昭和５９年には一般絵画愛好家の作品とプロの作品192点を展示した。昭和６０年度は、テーマは自由、出展資格も特に定めず、９月１３日から２６日まで淀屋橋から中央大通の間で開催の予定。
9	郷土資料館、博物館の整備	府下全域	府 （教育委員会）	文化財等の歴史・文化資料等の展示を通して住民の歴史と文化財に対する知識と理解を深め、文化意識の高揚を図ることを目的として建設する資料館等の建設事業に助成する。昭和５９年度においては、四条畷歴史民俗資料館、吹田市民文化会館、㈶大阪人権歴史資料館の建設事業に助成を実施。
10	伝統工芸の振興	府下全域	府 （商工部）	府域に伝承されてきた伝統工芸は、その工芸品技能を通して大阪文化の一翼をになうものである。その伝統工芸の技術、技法を継承し、産業として発展も図ることを目的として、人材養成に対する助成、広報、普及啓発等を実施。
11	近世社寺建築緊急調査	府下全域	府 （教育委員会）	神社、仏閣は文化財としても重要である。府下に所在する社寺建築のうち、主として近世（桃山時代・江戸時代）の建築物について、その歴史的沿革、構造、意匠、保存状況等の悉皆調査を行い、その保存保護の基礎資料とする。昭和６０年度から３カ年で行うが、昭和６０年度は、和泉と河内南部地域の調査を実施。
12	大阪町中時報鐘の保存公開	大 阪 市	府 （教育委員会）	江戸時代、大阪三郷の時報を告げた「大阪町中時報鐘」は、明治以来東区釣鐘町の屋敷地を離れ、大正１４年から府庁舎屋上に保管されていたが、地元からの強い要望もあり、釣鐘町へ移転し、地元で公開することに決定。昭和６０年６月１０日（時の記念日）に里帰りのイベントを行い、新しく建築された鐘楼に移転。町名由来の鐘の地元での公開は、文化財保護思想の向上、普及と、地元への愛着心の高揚に寄与。

	事　例　名	市町村域	実施主体	概　　　　要
13	文化財資料館（仮称）の調査検討	府　域	府（教育委員会）	府における文化財の保存・展示施設は、府立泉北考古資料館及び府立中之島図書館内の文化財資料展示室があるが、新たな構想のもとに文化財資料館の建設を予定。昭和６０年度については、基本構想を策定することとし、他府県の類似施設の調査も実施。
14	大阪コンベンション・ビューローの運営	府　域	府（商工部）	大阪を世界に開かれた国際会議都市とし、世界の情報交換の都市として新しい大阪の文化創造に資するため、各種国際会議の誘致、企画、情報提供等を実施。昭和５９年度には、国際会議協会アジアコンベンション・アンド・ビジターズ・ビューローに加盟するとともにアジアコンベンションセミナー、薬効薬理大阪シンポジウムを企画開催した。
15	科学技術啓発普及・文化レクリエーション等複合的施設構想の具体化	府　域	府（企画部）	科学技術、産業と人間のかかわりを参加と体験を通しトータルに理解を深めるとともに未来についても考える施設を計画。エネルギーランド構想を含めた科学技術系未来型文明館で、文化レクリエーションの拠点機能等も有する複合的施設とする。昭和５７年度以来具体化に向けて調査検討を実施。
16	府立体育会館の全面改装	大阪市	府（教育委員会）	府立体育会館の老朽化に伴い、本府のセンター的スポーツ施設として各種機能を合わせ持つ近代的総合体育館に改築。昭和５７年度から５９年度まで計画設計、調査を行い、昭和６０年度から着工、昭和６２年２月完成の予定。
17	大阪２１世紀計画の推進	府　域	府（企画部） 大阪市 (財)大阪21世紀協会	昭和５８年１０月から２１世紀に至るまでの１８年間にわたり、住民、行政、産業界が一体となって、府下一円において広範多彩なイベントを展開しながら、それを推進力に都市基盤や施設の整備景観の向上を図り国際文化都市大阪を実現。昭和５９年度においては、第１回のミナミまつりの開催、第２回御堂筋パレードその他府下一円へのイベントを展開。

	事例名	市町村域	実施主体	概要
18	文化情報センターの運営	大阪市	府（教育委員会）	新しい大阪の文化の創造の拠点施設として、府民の文化活動及び生涯学習を推進するため昭和５７年に設置。文化・学習情報の収集及び提供、活動プログラムの企画及び相談、文化・学習セミナーの開催、家庭教育の相談、視聴覚ライブラリーの運営等を実施。
19	大阪文化フォーラムの運営	府域	府（企画部）	府民参加による新しい時代に対応した大阪文化の創造を目的に、文化フォーラムと文化サロンを開催。文化フォーラムは、府民各界各層から意見・提言を求める場として、多彩なテーマで開催。文化サロンは府民が気軽につどい、文化について自由に語り合う場として開催。昭和５９年度はそれぞれ４回開催。
20	大阪府民劇場の開催促進	府域	府（企画部）府下市町村	府民が文楽、能楽、バレエ、落語など優れた舞台芸術を気軽に観賞する機会を提供し、これらの芸術に対する関心と理解を深め、芸術、文化の普及・向上に資するとともに、府下の芸術団体の自由な活動を促進し、地域文化の振興を図る。昭和５９年度においては、音楽、オペラ等、１９回開催。
21	文化振興基金の創設	府域	府（企画部）	府民の文化的欲求の拡大や企業等の社会参画意識の高揚を背景に、文化の分野に民間活力活用のシステムを確立し、府民の参加と連帯による２１世紀にふさわしい大阪文化の創造を目指して基金を創設。基金の運営により、都市の個性、魅力を創出するという観点から国際文化交流の促進と、大阪文化の振興のため事業を展開。昭和６０年度は民間からの寄附金も募り、基金の造成に努める。

	事　例　名	市町村域	実施主体	概　　　　　　　要
22	大阪中小企業振興センター（仮称）の建設	大　阪　市	府（商工部）	都心型展示場をはじめ、情報提供機能、相談指導機能、人材育成のための会議研修機能をもつ中小企業振興のための拠点施設として建設。中小企業のまち大阪の中核をなす中小企業を振興し、新しい大阪の文化の創造に資する。昭和５７年度から計画の検討に入り、昭和５９年度は府と共同で事業主体となる(財)大阪中央地場産業振興センターを設立するとともに設計を完了。昭和６２年３月完成の予定。（場所：大阪市東区内本町橋詰町）
23	公立スポーツ施設整備助成事業	府　　域	府（教育委員会）市町村	府民の体育、スポーツ活動への関心の高まりにこたえるため、日常生活の中で手軽にスポーツを楽しめる施設を整備すべく主要５スポーツ施設（体育館、プール、運動場、テニスコート、柔剣道場）を建設する市町村に対し、国の補助制度に加えて府の独自の助成制度として昭和５７年度から創設。また、昭和５９年度からは、既存運動場等の利用時間枠の拡大を図るため設置する夜間照明設備も助成対象。昭和５９年度には、体育館建設など１６件に対し助成。
24	大阪府立国際児童文学館	吹　田　市	府（教育委員会）	児童文学等児童文化の総合資料センター及び子供の読書活動のセンターとして万国博記念公園夢の池広場に建設。公園の景観を考慮し、周辺と調和のとれた建物として設計。昭和５９年５月開館したが、昭和６０年８月末までの入館者は、１４万８千人。

(4) 魅力ある都市景観の創造

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
1	自転車問題対策協議会の設置	高 石 市	市	市内各駅周辺等の自転車の放置を防止し、良好な生活環境の保持と交通の円滑化を図るため、地域住民組織、関係機関・団体、所轄警察署、鉄軌道駅、市などの職員等で構成する自転車問題対策協議会を設置して、自転車に関する様々な問題を総合的に検討し、具体的な対策を決定するとともに、啓発活動も実施。
2	花ステーション計画	堺 市	市	駅周辺の環境美化を目的に市制100年である昭和64年を目途に、駅前広場に緑化啓発標語板を取り付けたフラワーポットを設置。美観の向上とともに、自転車による歩道占拠がなくなり安全性の向上にも効果を発揮。
3	優良再開発建築物整備促進事業	堺 市	市	土地の有効利用、オープンスペースの確保による居住空間の改善、耐火建築物の建設による防災性、安全性の向上を目的に、2人以上の地権者等が敷地の共同利用等を行う場合に対し助成する当該事業補助金交付要綱及び要領を、昭和60年4月1日制定。変形ビル、ペンシルビル等の建設防止と、風俗関連営業の排除、耐火建築物の建設等の推進に寄与するものとした。
4	旧堺駅前交通広場整備事業	堺 市	市	旧堺駅周辺の活性化を図る目的で、駅前交通広場を拡幅整備。整備に当たっては、単に交通機能を重視するのでなく、新堺市総合計画において都心地区に位置づけられる当駅広場を、将来の地域の都市景観と調和するよう配慮。デザインポリシーを「海」、「歴史」において、歩道は石畳風のインターロッキング、照明灯は堺市の歴史をしのばせる灯台型とし、横断防止柵も灯台型とした。また、アイポイントとして、水のモニュメント、子供のモニュメントを設置。昭和59年度より着工し、60年度には、南蛮船のモニュメントを設置する予定。

	事　例　名	市町村域	実施主体	概　　　　　　　要
5	不法屋外広告物の撤去	吹 田 市	市	市内での不法屋外広告物の掲出が市長と自治会との懇談会において指摘される中で、昭和５８年５月、「吹田市不法屋外広告物撤去推進連絡会」（市、府、所轄警察署、地元２企業の５団体で構成）を結成。毎月第４週の火曜日を共同撤去日として活動。６月は大規模実施（参加人員120名程度）、１２月は中規模実施（参加人員９０名程度）その他の月は、２５名程度で実施。
6	寝屋川市社会を明るくする運動	寝屋川市	市	昭和４６年、「寝屋川市社会を明るくする運動推進委員会」（市、ＰＴＡ、所轄警察署、企業等で構成）を設立。街を明るく清潔にする運動を重点目標に、町内清掃活動、駅前清掃活動の環境美化活動や啓発活動、屋外広告物除去活動、散乱空きビン、空き缶回収活動を市民運動として推進し、市民一人ひとりの美化意識の向上を図っている。また、環境問題を考えながらリサイクル運動も推進。
7	豊中市町を美しくする運動	豊 中 市	市	乱掲出される不法広告物、空地、河川への不法投棄、道路の散乱ゴミなど快適な環境の阻害要因の解消のため、市の全庁的組織として豊中市町を美しくする運動推進本部を、市と関係公共機関等で豊中市町を美しくする運動連絡会議を設置。美化推進道路を指定の上、定期的なパトロール、清掃活動、美化ポスターの募集、ぬいぐるみ人形劇の公演や美化冊子の作成配布等を実施。市民参加を得て運動の推進と美化意識の高揚を図る。
8	環境保全モデル地区の指定	大 東 市	市	明るく豊かで住みよい町づくりを目指す市民憲章推進運動の実践活動の一環として、地域住民が主体となり環境保全、環境美化を図るため環境保全モデル地区を指定。道路、水路等の清掃、不法広告物の撤去などの美化活動や、道路、公園等公共施設の適正利用を図るとともに啓発活動も推進。昭和５９年度から６０年度においては御領地区を指定。

	事　例　名	市町村域	実施主体	概　　　　要
9	美化ハイク	大 東 市	市	市民の美化意識の高揚と文化財にふれることにより郷土愛を育くむことを目的として、昭和５７年度から、市民の参加を得て、市域の文化財をめぐりながら、沿道に散乱しているゴミ、空き缶などを拾いながらのハイキングを実施。
10	生活環境デー運動	四条畷市	市	昭和５０年９月、市民や事業者の自主的な美化運動推進のため、「四条畷市生活環境条例」を制定。昭和５４年６月からは、定期的な地区活動として定着させ、回収作業の円滑化を図りながら、市民総ぐるみの街の美化活動を展開するため、「生活環境デー」を設定。可能な限りにおいて、３ヵ月に１回の周期で自治会単位で環境デーを設定し、周辺道路、公園、広場、河川水路等の美化清掃を実施。
11	歩行路の整備	守 口 市	市	安全でのびのび歩ける歩行路を確保するため、昭和４８年度から水質悪化のため不用化した農業用水路の暗渠化や植樹帯の設置などを行い、歩行路を整備。また、車両が立入らないよう車止め柵の設置や、歩行者に親しまれるよう暗渠のカラー平板化も実施。副次的効果として、水質悪化した水路からの悪臭防止も図った。
12	新都心の整備（東大阪新都心計画の促進）	東大阪市	府（土木部）	魅力と活力ある高集積社会の形成が急がれる中で、大阪府域の多軸、多核心型の都市構造への変革が求められている。東大阪市長田区荒本地区は「大阪府総合計画」でも新都心として位置づけられており、そのため各種調査・会議の成果のもとに構想、計画等を策定して整備事業の早期実現を図る。
13	光明池駅前北、栂・美木多駅南自転車駐車場の整備	堺　　市	府（企業局）	泉北ニュータウン内の光明駅、栂・美木多駅前の広場はバイク、自転車が無秩序に放置されていたが、都市美観と安全性を高め快適な駅前となるよう立体駐車場等を建設。周囲の環境、建物ともよく調和するよう配慮したため、歩行者のスムーズな通行とあいまって快適な駅前となった。光明池駅前北駐車場（バイク及び自転車）供用開始（昭和５９年１０月）、栂・美木多駅南駐車場（自転車）供用開始（昭和６０年３月）。

	事　例　名	市町村域	実施主体	概　　　　　　　要
14	違法屋外広告物除去事業	府　　域	府 （土木部）	都市の美化を推進し、府民に潤いとやすらぎを与えることなどを目的として、府土木事務所、市町村、警察企業等が協力して実施。各土木事務所で毎月２回程度実施。昭和５９年度の撤去件数は130,000件（推定）。

(5) 憩いとふれあいの空間の創出

	事例名	市町村域	実施主体	概要
1	西河原公園における自然環境の回復	茨木市	市	自然環境を回復することにより、自然の美しさ、すばらしさを市民に再認識してもらうとともに自然保護、環境保全、環境美化についての意識啓発を図ることも目的とし、昭和５２年度から、西河原公園にホタルの生息や野鳥の定着化を目指して事業を実施。昭和５９年度においては、公園内にホタル飼育施設を建設し、ヘイケボタルの人工羽化に成功した。
2	堺市南部丘陵地域整備計画	堺市	市	市域において貴重な自然が残されている南部丘陵地域をその地域特性を生かして、市民の憩いと安らぎの場及び農業体験を通して青少年の健全育成の場の創造並びに地域農業の活性化等を目的とし、新総合計画を受けて地域整備の基本構想を策定。上神谷、美木多地区を対象に、昭和５７年度から５９年度まで調査委託を実施。
3	大小路歩行者空間計画	堺市	市	都心の背骨として重要な位置にあり、住み、働き、憩う魅力ある都心部の環境を形成していく上での起爆剤としての役割を果たすとともに、都心の西の玄関口（南海本線堺駅）と東の玄関口（南海高野線堺東駅）を結ぶ歩行者空間の確保を目的として、大小路線（都市計画道路整備済）の沿道地区の整備を実施。昭和５９年度は実施設計を行った。
4	建築協定の活用	府域	府（建築部）	土地所有者等の合意により、街づくりに関する基準を定めて、良好な住環境の保護や良好な市街地の環境整備を図る。協定内容として、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備について定めることができるが、府では敷地の細分化防止や、高さ制限のほか、地区の緑化や建築美観の向上に資するよう指導。 昭和５９年度の認可件数は２４件。

	事　例　名	市町村域	実施主体	概　　　　　要
5	地区計画制度の活用	府　　域	府 （建築部）	市街化区域内の地区レベルにおいて、道路等の公共施設及び建築物の整備並びに土地利用に関する都市計画を住民参加のもとにきめ細く地区計画として定めることにより、秩序ある計画的な市街地の形成を図る。計画は、住民その他関係者の意見が反映されるよう公告・縦覧や府都市計画審議会の議を得るなどの手続を経て決定される。昭和６０年度には、豊能町、交野市などの５地区が予定されている。
6	大阪都市景観建築賞	府　　域	府 （建築部） 大阪市 ㈳大阪府建築士会	周辺環境の向上に資し、かつ、景観上優れた建築物等を表彰することにより、個性と風格のある都市景観の形成に寄与することを目的に設置。対象は、府域内で最近５カ年以内で完成した建築物やまちなみで、一般府民の推薦を受け、建築都市計画の専門家１５名で構成する審査会で決定。昭和５９年度は、シンボルマークの募集を行い、134点の応募から決定。また、482名の推薦者、180件の推薦件数があった。
7	大阪府まちづくり推進事業	府　　域	府 （建築部・土木部）	まちづくりに関する各種のＰＲや府民の積極的な参加のもとに、まちづくり月間（毎年６月）を中心として、まちづくり功労者知事表彰、講演会及びシンポジウム、各種コンクール、調査、研究等各種の行事、事業を実施。
8	商店街・小売市場の整備	府　　域	府 （商工部）	商店街・小売市場の「物品販売」の機能に加えて、「住民の憩いの場」、「コミュニティ形成の場」としての機能にも着目し、定住時代にふさわしい商店街・小売市場の形成を図る。商業共同施設置事業に対する助成として、アーケード、街路灯、冷房施設等の設置、補修に対する一部助成を商業環境整備モデル事業に対する助成として、商業景観を快適性の高いものへ整備することと併せて、「にぎわい・ふれあい」をもたらす文化的演出事業に要する費用についても、一部助成する。昭和５９年度においては、モデル事業として５カ所を指定。３カ年で計１５カ所を予定。

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
9	ファッションコミュニティの形成	大阪市 豊中市 堺 市	府 (商工部) 地元市・商工会議所等	既存の商業集積地を活性化させながら、ファッションを生み出す環境の醸成を目的として、地元のファッション化推進協議会が行うシンポジウム等の開催に助成する。昭和59年度は、ファッションコミュニティ化のためシンポジウム開催(堺市)について助成した。
10	どろんこふれあい広場(モデル広場)の整備	府 域	府 (民生部) 市	児童が自然の中でいきいき遊べる場を提供することにより、児童が健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親、老人、青年等の地域活動の拠点となることを目的とし、整備する市町村に対し、補助率1/2、最高額150万円で助成。昭和59年度は吹田市「朝日が丘どろんこふれあい広場」の整備に補助。
11	ポケットパーク整備事業	府 域	府 (建築部)	既成市街地に点在する公共建築物等のオープンスペースを有効に活用することによって、府民生活の身近かな場所に「憩いとやすらぎ」の空間を創り出す。新築・建替えの府有施設については、建設計画段階で当計画の主旨を反映し、既存の府有施設については、改修工事の実施等にあわせて具体化を図る。昭和59年度には、北河内府民センターポケットパーク整備事業等を実施。
12	堺臨海グリーンひろば(仮称)の整備	堺 市	府 (生活環境部)	堺第7－3区埋立地の一部を府民が手軽にスポーツ、レクリエーション活動に利用できる広場として整備し、府民に開放する。整備面積15.5 ha、多目的広場、芝生広場、その他駐車場等を整備。昭和60年度から整備をはじめ、昭和61年5月オープンの予定。
13	大阪府立少年自然の家	貝塚市	府 (教育委員会)	青少年が日常の学校生活や家庭生活では体験できない集団生活や野外活動を経験し、自然に親しみながら、規律、協同、友愛、奉仕などの尊さを学び健康で豊かな人間性を育てる。工事に当たっては、可能なかぎり自然を破壊しないよう配慮し、造成地には植栽を行うなど、緑豊かな自然の場が確保できるよう配慮。キャンプ場、つどいの広場、展望台等を整備。昭和60年6月開所。